独立行政法人　国立高等専門学校機構
鈴鹿工業高等専門学校　教養教育科（国語）教員公募

１．職名及び人員　准教授、講師、助教のいずれか１名

２．所　属　学　科　教養教育科

３．専　門　分　野　国語（国語教育学、国語学、国文学その他国語関連分野）

４．担　当　科　目　1~5 年：国語ＩA、国語ＩB、国語Ⅱ、日本文学、言語表現学、文学概論
専攻科：言語表現学特論

５.応　募　資　格　（１）修士以上の学位を有する方(採用までに学位取得が見込まれる方を含む)
（２）当該専門分野について教育上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有する方
（３）現代文・古典を問わず授業を担当できる方、教員免許を有する方が望ましい
（４）心身ともに健康で、高等専門学校における学生の教育、学生指導、クラス担任、クラブ指導、学生寮の学生指導等、さらに研究に理解と熱意を持っている方
（５）学生およびその保護者と良好なコミュニケーションが取れる方
（６）本校の教育理念に基づき、運営等に協調して参画できる方

６．採用予定年月日　令和９年４月１日

７．提　出　書　類　（１）履歴書　（様式１）
（２）教育の指導歴等（様式２）
（３）研究歴（様式３）
（４）著書・論文等一覧（様式４）
（５）主要論文の要約（各 200 字程度、３編以内、様式自由）
（６）主要論文の別刷り各１部（３編以内、コピー可）
（７）教育・研究に対する抱負等（様式５）
（８）応募者について所見を伺える方２名の氏名・連絡先（氏名、所属、住所、電話番号、E-mail アドレス）を明記した書類
（９）その他参考となる資料（例：自主編纂の教科書、問題集、e-learning 教材など）

８．応　募　期　限　令和９年１月１５日（金）１７時必着

９．選　考　方　法　（１）書類審査
（２）面接および模擬授業（書類審査合格者）
※ 面接等に関わる旅費等は応募者負担とします。

10. 応募書類提出先　〒５１０－０２９４　鈴鹿市白子町
鈴鹿工業高等専門学校総務課人事給与係　Tel 059-368-1712
※ 封筒表面に「教養教育科教員応募書類在中」と朱書し簡易書留で郵送すること。原則として応募書類は返却いたしません。なお、応募者の個人情報は、鈴鹿工業高等専門学校の教員を採用する目的だけに利用するものであり、第三者に提供または公表することはありません。

11. 問い合わせ先　鈴鹿工業高等専門学校　教養教育科　教授　川本　正治
Tel　059-368-1712　E-mail　kawamoto@genl.suzuka-ct.ac.jp

12. そ　の　他
（１）本校では採用に際して男女共同参画に配慮した採用選考を行います。業績（教育業績、研究業績、社会的貢献、人物を含む）の評価において同等と認められる場合には、女性を優先的に採用します。
（２）応募に必要な各様式については、鈴鹿工業高等専門学校ホームページ（https://www.suzuka-ct.ac.jp）の「教職員採用情報」からダウンロードして利用してください。
（３）業務上の必要があるときは、他の国立高等専門学校等へ異動することがあります。
（４）業務従事に当たっては、令和８年 12 月 25 日施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、特定の業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。

別紙（参照条文）

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第 69 号）（抄）

（定義）

第二条（略）

７　この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

一　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百七十六条、第百七十七条、第百七十九条から第百八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪

二　盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）

三　児童福祉法第六十条第一項の罪

四　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪

五　性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

六　都道府県の条例で定める罪であって、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの

イ　みだりに人の身体の一部に接触する行為

ロ　正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為

ハ　みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）

ニ　児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

８　この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者（その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者（当該執行猶予の言渡しが取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。）を除く。）であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの

二　特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であって、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの

三　特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であって、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附　則

（改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係）

第二条　第二条第七項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

一　刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。）による改正前の刑法第百七十八条の二、第百八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪

二　刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）第一条の規定による改正前の刑法第百七十六条から第百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪

２　第二条第七項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪（刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。）は、同号に掲げる罪とみなす。

（懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係）

第三条　第二条第八項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）及び第三十四条第二項（第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。）の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。

※第２条第７項第６号の罪は、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行令（令和７年政令第 440 号）（抄）第２条及び附則第２項に掲げる条例（各都道府県のいわゆる迷惑防止条例及び青少年健全育成条例）で定める又は定められていた罪であって、同号イからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものをいう。